

主要工程		△解列 RCS降温 Rへ開放 燃料取出 Rへ組立 燃料装荷 起動試験 起動前点検 起動試験 △並列 調整運転 RCS漏えい検査 1次系ポンプ他点検																		
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			RCS 水位 キャビティ排水 RCS 排水 ミッドループ RCS 全フロア																	
			(4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタの所要数が動作可能 ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン:1台* ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット:1基* ・空気供給装置:720本以上* ・酸素濃度計:1個* ・二酸化炭素濃度計:1個* ・緊急時対策所内可搬型エリアモニタ:1個* ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ:1個*	・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・緊急時対策所内可搬型エリアモニタ ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ																
			※緊急時対策所あたりの合計所要数 (通信連絡設備) ・衛星電話(固定):21台* ^{※1} ・衛星電話(携帯):16台* ^{※1} ・衛星電話(可搬):1台* ^{※1} ・トランシーバ:90台* ^{※1} ・携行型通話装置:36台* ^{※1} ・安全ハラメータ表示システム(SPDS):1系列* ^{※2} ・安全ハラメータ伝送システム:1系列* ^{※2} ・SPDS表示装置:4台* ^{※1} ・緊急時衛星通報システム:4台* ^{※1} ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX):1系列* ^{※2}	・衛星電話(固定) ・衛星電話(携帯) ・衛星電話(可搬) ・トランシーバ ・携行型通話装置 ・安全ハラメータ表示システム(S PDS) ・安全ハラメータ伝送システム ・緊急時衛星通報システム ・SPDS表示装置 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX) ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう、タンクローリーの制限を定める ・電源車(緊急時対策所用)																
	第85条(表85-20-1) 通信連絡	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(表85-15-1および表85-15-7の2)において運転上の制限を定める ・燃料油貯油そう、タンクローリー (表85-15-7および表85-15-7の2)において運転上の制限を定める ・電源車(緊急時対策所用) (表85-19-1において運転上の制限を定める)																	
			※1:1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数・系統数(本表に限る) ※2 安全ハラメータ表示システム(SPDS)および安全ハラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または、衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。(本表に限る)																	

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽解列	RCS降温	Rへ/開放	燃料取出	燃料装荷	Rへ/組立	起動試験	起動前点検	▽並列													
		1次系ポンプ他点検		RCS漏えい検査						調整運転													
RCS 水位		キャビティ排水 RCS 排水 ミッドループ RCS 全フロア																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3		
第85条の2(表85の2-6-2) ES直流通源設備から給電	ES直流通源設備による電源系(ES充電線およびES蓄電池1組)が動作可能であること	モード3、4、5、6	ES直流通源設備: 1組	ES直流通源設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の温度)	代替バラムータ 検察器(EI)ICH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の圧力)	検察器(EI)ICH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の水位)	検察器(EI)ICH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の放射線率)	検察器(EI)ICH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の水温)	検察器(EI)ICH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 (原子炉下部キャビティの水位)	検察器(EI)ICH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の温度)	検察器(EI)ICH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の圧力)	検察器(EI)ICH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3、4、5、6 (水源の確保)	検察器(EI)ICH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第85条の2(表85の2-7-1) 計装設備	計装設備	モード3、4、5、6	検察器(EI)ICH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		モード3、4、5、6 (原子炉下部キャビティの水位)	検察器(EI)ICH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第85条の2(表85の2-8-1) 通信連絡	通信連絡	モード3、4、5、6	検察器(EI)ICH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		モード3、4、5、6 (通信連絡設備)	検察器(EI)ICH	左記監視設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
×	機能要求あり(機能要求を満たすれば作業可能)																						
△	条件付で機能要求あり(条件付機能要求を満たすれば作業可能)																						
	機能要求なし(作業可能)																						

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタットボルトの状態
3	1次冷却材温度 177℃以上	全ボルト締付
4	1次冷却材温度 93℃超 177℃未満	全ボルト締付
5-1	1次冷却材温度 93℃以下(RCS 満水)	全ボルト締付
5-2	1次冷却材温度 93℃以下(RCS 非満水)	全ボルト締付
6-1	1次冷却材温度 93℃以下(キレ予い 低水位)	1本以上が緩められている
6-2	1次冷却材温度 93℃以下(キレ予い 高水位)	1本以上が緩められている(全ボルト取り外し)
モード外	全ての燃料が原子炉格納容器の外にある状態	—

※ 本計画は、安全確保の方法の基本方針を示すものであり、詳細については、保安規定を参照すること。また、作業工程等の変更が生じた際には、保安規定の遵守を徹底し、安全確保に努めるものとする。

別表

長期施設管理方針実施状況総括表

3号炉 長期施設管理方針実施状況総括表

長期施設管理方針№	長期施設管理方針に基づく活動内容		実施時期	第25 保全サイクル 実施計画	進捗状況※※	備考 ()内は実績を記載
	機器又は系統名	部位と経年劣化事象				
1	蒸気発生器	伝熱管の損傷	蒸気発生器の伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。	-	未実施	
2	原子炉容器	胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化	原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化については、原子炉の運転時間および照射量を勘案し、第5回監視試験の実施計画を策定する。	-	実施済	(第24保全サイクルで実施済) 原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化について、原子炉の運転時間および照射量を勘案し、第5回監視試験の実施計画を策定した。 実施計画に基づき、第24回定期検査にて監視試験片の取り出しを実施した。
3	ドレン系統配管	母管腐食(流れ加速型腐食)	配管の腐食(流れ加速型腐食)については、肉厚測定による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管* 1について、耐震性が確認できる範囲に到達するまでに、サポート改造等の設備対策を行い、これを反映した耐震安全性評価を実施する。 なお、サポート改造等の設備対策が完了するまでは、減肉傾向の把握およびデータ蓄積を継続して行い、減肉進展の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。	-	実施済	(第22保全サイクルで実施済) ドレン系統配管について、第22回定期検査期間中にサポートの追設を実施した。また、この工事を反映した耐震安全性評価を実施し、当該系統において必要最小肉厚 _{tsr} までの減肉を想定しても、耐震安全性に影響がないことを確認した。
4	基準地震動による評価が必要な設備	耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象	* 1:ドレン系統配管 基準地震動Ss-2~Ss-7に対する評価* 1が必要な全ての機器・経年劣化事象* 2について、継続して評価を実施する。 * 2:弾性設計用地震動Sd-2~Sd-7に対する評価を含む。 * 3:基準地震動Ss-1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象等については、基準地震動Ss-2~Ss-7に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	-	実施済	(第21保全サイクルで実施済) 基準地震動Ss-2~7に対する評価(弾性設計用地震動Sdによる評価を含む)が必要な全ての機器・経年劣化事象について、評価を実施した結果、耐震安全性に問題はなかったことを確認した。
5	主変圧器	コイル絶縁低下	主変圧器のコイルの絶縁低下については、主変圧器の取替を実施する。	-	実施済	(第23保全サイクルで実施済) 主変圧器の取替を実施した。

※ :「高浜発電所原子炉施設保安規定」添付6の3号炉 長期施設管理方針番号
※※:第25サイクル当初での状況を記載